

# 行政文書の廃棄に関する意見聴取について

## 1 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

令和2年度実施の有識者による現物確認分

平成30年度末までに保存期間が満了した行政文書のうち、有識者による現物確認を令和2年度に実施した行政文書ファイル。

【廃棄対象行政文書ファイル数】

① 廃棄対象ファイル数	3, 499
② ①のうち、有識者が廃棄相当としたファイル数	2, 935
③ ①のうち、有識者が意見を付すなど保留したファイル数	543
④ ①のうち、有識者が、条件付きで廃棄可としたファイル数	21

## 2 これまで行った手続

有識者による現物確認及び意見聴取

ア 意見の聴取先

九州大学 三輪教授（九州大学附属図書館付設記録資料館）グループ

イ 現物確認及び意見聴取（平成30年度末までの保存期間満了分）

① 令和2年7月30日（木）から8月2日（日）まで

② 令和2年11月5日（木）から11月6日（金）まで

③ 令和2年11月12日（木）から11月15日（日）まで

ウ 有識者から提出された意見 別添「有識者意見聴取結果表」のとおり

## 3 有識者意見聴取結果表について

有識者意見聴取結果表

知事部局（システム登録分）：1, 351冊	資料1-2
知事部局（システム未登録分）：1, 399冊	資料1-3
各種委員会等（システム登録分）：379冊	資料1-4
各種委員会等（システム未登録分）：370冊	資料1-5

- |  |       |
|--|-------|
| ① 有識者が、廃棄相当と判断したもの                                       | 廃棄    |
| ② 有識者が現物確認し、重要な文書として意見を付したもの                             | 保留    |
| ③ 有識者が現物確認し、当該文書ファイルの成果物（印刷物等）が別途保管されていれば廃棄可能等との意見を付したもの | 条件付廃棄 |